

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）5月2日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ大门店テナント棟

所在地 福山市大門町二丁目224外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

建物西側 34台

建物西側隔地 9台

建物西側隔地 10台

(変更後)

建物西側 30台

建物西側隔地 9台

建物北西側隔地 14台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

建物西側 35㎡

(変更後)

建物南西側 18㎡

建物北東側 17㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時間 午前9時00分

閉店時間 午後9時45分

(変更後①)

開店時間 午前9時00分

閉店時間 午後10時00分

(変更後②)

開店時間 午前0時00分

閉店時間 午後12時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.1～3 午前8時45分～午後10時00分

(変更後)

駐車場 No.1・3 午前0時00分～午後12時00分

駐車場 No.2 午前6時00分～午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.1 3か所

駐車場 No.2 1か所

駐車場 No.3 1か所

(変更後)

駐車場 No.1 3か所

駐車場 No.2 1か所

駐車場 No.3 5か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.1 午前8時00分～午後10時00分

(変更後)

荷さばき施設 No.1 午前0時00分～午後12時00分

荷さばき施設 No.2 午前6時00分～午後10時00分

3 変更する年月日

別紙のとおり

4 変更する理由

別紙のとおり

5 届出年月日

2018年(平成30年)4月17日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2018年(平成30年)5月2日から同年9月3日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2018年(平成30年)9月3日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

(別紙)

変更事項		変更年月日	変更理由
施設の配置	駐車場の位置及び収容台数	2005年(平成17年)3月26日	駐車場契約解除による位置変更のため
	荷さばき施設の位置及び面積	2004年(平成16年)2月28日	運営方法の見直しによる位置変更のため
施設の運営方法	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	変更①2004年(平成16年)2月28日 変更②2018年(平成30年)4月18日	運営方法の見直しによる開店・閉店時刻の変更のため
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	2018年(平成30年)4月18日	運営方法の見直しによる利用時間帯の変更のため
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2005年(平成17年)3月26日	駐車場契約解除による位置変更のため
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	2018年(平成30年)4月18日	運営方法の見直しによる利用時間帯の変更のため